

フランス連結会計基準の国際的調和(11)外貨 換算会計(2)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

40

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

2003-04-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003515>

〔論文〕

フランス連結会計基準の国際的調和 (11)

—— 外貨換算会計 (2) ——

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
 - (1) 経済活動の国際化と財務・会計情報のニーズ
 - (2) 国際的調和化への連結計算書類による対応
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄 (以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - ① 支配力基準
 - ② 下位連結免除
 - ③ 重要性の基準
 - ④ 活動の性質が著しく異なる企業の除外
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - ① 重要性の基準
 - ② 活動の性質が著しく異なる企業の除外
 - (6) 連結会計の基本原則
 - ① 連結会計の一般原則
 - ② 連結決算日 (以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - ① 定義
 - ② 再処理の事例
 - ③ Carrefour社の再処理とその影響
 - ④ Carrefour社の再処理に見られる税法の影響
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理 (以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理
 - 1) 個別会計における税効果会計の導入
 - 2) 連結会計における税効果会計の導入
 - 3) プラン・コンタブル・ジェネラルの1986年連結規定における税効果会計の方法
 - 4) 専門会計士・認許会計士協会の1987年2月勧告書における税効果会計の方法
 - 5) 商法会計規定と税効果会計の導入 (以上第37巻第2号)
 - 6) 国家会計審議会の1990年文書第91号における税効果会計の方法
 - 7) IASC 公開草案 E49号に対するフランスの回答
 - 8) 1998年の PCG 改訂連結規定 (以上第37巻第3号)
 - 9) 若干の考察
 - 10) 繰延税金処理の事例分析 (以上第37巻第4号)
- (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル (PCG) により認められたオプション (以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション (以上39巻第2号)
 - ③ 6条オプション (以上39巻第3号)
- (10) 外貨換算会計
 - ① 外貨換算の意味
 - ② 1957年プラン・コンタブル (PCG) における外貨換算会計
 - ③ 1957年 PCG における外貨換算会計の問題点
 - ④ 1957年 PCG の外貨換算会計の改訂作業

- ⑤ 国家会計審議会 (CNC) 意見書第16号
(以上39巻第4号)
- ⑥ 1982年 PCG における外貨換算会計
- ⑦ 在外子会社の計算書類の換算
- ⑧ 事例分析 (以上本号)

⑥ 1982年 PCG における外貨換算会計

1) 1982年 PCG の外貨換算会計規定

1979年国家会計審議会 (CNC) 意見書第16号は、1957年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) の改訂に係る1982年 PCG にはほぼそのまま取り入れられている。すなわち、第Ⅱ編「一般会計」、第1章「評価方法および成果決定に関する規則」、B「一般規則の適用」、C「外貨変動の影響を受ける資産項目・負債項目の評価」において、以下のよう規定されている⁽¹⁾。

(1) 有形または無形固定資産

外国通貨で表示された固定資産の流入原価は、取引日の相場で国内通貨に換算する。償却累計額、および必要な場合には減価引当金はこの価額に基づいて計上する。

(2) 債権および債務

- 1 外貨建債権・債務は、最終の為替相場に基づいて国内通貨に換算し記帳する。
- 2 決算日の換算率を適用したために、国内通貨による従来の帳簿価値が修正される場合には、換算差額は将来の調整を予期して経過勘定に次のように記入する。

(1) その差額が潜在的損失に相当する場合には、貸借対照表の資産の部 (476勘定)

(2) その差額が潜在的利得に相当する場合には、貸借対照表の負債の部 (477勘定)

- 3 為替ヘッジによって相殺された潜在的損失または利得が、貸借対照表上、この経過勘定のもとに明記する。
- 4 潜在的利得は成果として計上しない。
- 5 これに対して、潜在的損失は危険 (為替損失) 引当金の設定を伴う。
- 6 下記のように、潜在的損失の額に相当する

引当金の設定が企業の財産、財務状況あるいは成果の誠実な概観を提供可能ならしめない場合、企業は必要な調整を行う。

- a. 外国通貨により行われた取引が、企業により為替相場の変動の影響をヘッジするための平行取引を行う場合には、引当金はヘッジされないリスクの限度までしか設定できない。
- b. 潜在的損失が生じた外貨建借入金、当該借入金と同じ外貨を貨幣単位とする国にある固定資産の取得、またはその固定資産を表象する有価証券の取得に充当された場合には、原則として、当該借入金にかかわる潜在的損失の総額に相当する引当金は設定しない。この場合には、借入期間か当該財の耐用期間のいずれか短い方の期間に基づいて、最も適当な方法により調整を行う。
- c. 条件が十分に類似している取引について、潜在的損失・利得が為替相場の全体的ポジションに一致すると考えられる場合には、引当金繰入額は損失の利得に対する超過額に限定することができる。
- d. 外貨建借入金にかかわる財務費用が、もし当該借入金在国内通貨で契約されていた場合に負担したであろう金額よりも小さい場合には、引当金年間繰入額は、この計算費用と実際に負担した費用との差額に限定することができる。
- e. 潜在的損失が数会計年度に影響するような取引にかかわる場合には、企業はその妥当性を証明すべき方法によりこの損失を期間配分することができる。
- 7 換算方法は脚注に明記しなければならない。それは正当な理由がある場合にしか修正することができない。
- 8 決算日におけるすべての換算差額は注記・附属明細書に記載しなければならない。

(3) 資本参加、資本参加以外の長期所有有価証券および一時所有有価証券

外貨建有価証券で、外国にしか上場されていないものの価額の国内通貨への換算はそれぞれの取引日の為替相場により行う。

(4) 棚卸資産

外国で保有している外貨建棚卸資産は、期末に、商品、調達品および製品の種類ごとに、当該項目の購入日または入庫日に適用される相場の加重平均値に相当する相場により国内通貨に換算する。この計算方法の適用が困難な場合には、企業は、他の方法を、それが成果に著しい影響を与えない限り、使用することができる。

減価引当金は、棚卸日の価額がその日の為替相場による流入価額よりも低い場合に設定する。

(5) 現金預金等価物

決算日に存在する外貨建現金・預金または即時換金性資産は、最終の為替相場に基づいて国内通貨に換算する。その際に生じた換算差額は当期成果として計上する。

既述のとおり、1979年 CNC 意見書第16号「決算日における外貨表示債権・債務の会計処理」は外貨表示債権・債務の期末換算に関するものであるが、以上の1982年 PCG における外貨換算会計規定の「2. 債権および債務」の部分は、この1979年 CNC 意見書第16号をほぼそのまま取り入れたものである。

2) 1957年 PCG との比較

第1図表は、外貨表示資産・負債の換算方法に関して、1982年 PCG と1957年 PCG の取扱いを比較したものである。これによれば、フランスの外貨換算会計は、1957年 PCG の「流動・非流動法」から1982年 PCG の「貨幣・非貨幣法」に移行していることがわかる。

第1図表 フランスにおける外貨換算会計—1982年 PCG と1957年 PCG の比較

1982 PCG (貨幣・非貨幣法)			1957 PCG (流動・非流動法)		
外貨表示 資産・負債項目	換算為替レート	換算差額の処理	外貨表示 資産・負債項目	換算為替レート	換算差額の処理
債権・債務	決算日	B/S 調整勘定 (1)	長期貸付金・借入金	取引日	(1)
現金預金等価物	決算日	P/L 財務損益	第三者勘定・財務勘定	決算日	P/L 臨時損益
固定資産(2)	取引日	—	同	左	
有価証券	取引日	—		左	
棚卸資産	平均(3)	—		左	

(1) 潜在的損失の場合、危険引当金を設定

(2) 債権を除く

(3) 仕入日の相場に基づく換算価値の加重平均または当該年度の平均為替相場

(筆者作成)

すなわち、債権・債務および現金預金等価物などの貨幣項目は「決算日レート」で換算するが、固定資産、有価証券および棚卸資産などの非貨幣項目は「取引日レート」で換算する。在外支店・事業所などの B/S の換算も同じ取扱いとなる(1982年 PCG 「特別規定」 p. II 121)。

貨幣項目は、債権・債務に見られるようにその金額が法律または契約により固定されているものが多く、将来の回収または返済すべき額を明らかにすべきものであるから、換算においても期末現在の為替相場を適用すべきである。

これに対して、非貨幣項目は「原価支出項目」であり、一般物価水準の変動の結果だけで一般購買力が増大または減少することはないので、換算

においては取得日または発生日の為替相場を採用すべきであるとの考え方であり⁽²⁾、この意味で、取得原価主義会計制度において妥当性を有するものといえる。

貨幣項目の期末為替相場での換算は、これら項目の期末再評価に類似している。これから生ずる換算差額は「貨幣購買力損益」と見られる。期末時点の貨幣項目の「一般購買力」表示を重視するという考え方がその背後にある。しかし、1982年 PCG における外貨表示債権・債務の処理は、1979年 CNC 意見書第16号をほぼそのまま取り入れ、1957年 PCG の短所を解消すべくその長期・短期にかかわらず期末為替レートをを用いて換算するが、その結果生ずる換算差額は損益ではなく貸借対照

表上の調整勘定により処理するものとしている。

貨幣項目の期末換算により生じた差額は、基本的には期末再評価による貨幣購買力変動額と見られるが、債権・債務以外の貨幣項目に係る換算差額は「財務損益」として成果計算書に計上される。固定為替相場制の下で「臨時損益」と考えた1957年 PCG と異なり、1982年 PCG は為替変動相場制の下、企業経営は為替差損益が生ずるの常態として行われており、その為替のマネージメントの善し悪しと海外取引・活動の期末実態を表示するという考えにより、この換算差額を極めて実現性の高い「財務損益」として計上するものである。

ただし、1982年 PCG は債権・債務に係る換算差額（未実現）の損益としての計上を、実現損益となる最終的な決済時点まで計上延期する（未実現の損失は引当金の形で認識）。当該処理はすでに指摘したとおり⁽¹⁾、変動相場制の下、債権・債務の期末再評価による一般購買力の表示の重視とフランスの伝統的な「慎重性の原則」に配慮したものと考えられる。

なお、外貨表示資産・負債の期末換算に関する1982年 PCG の貨幣・非貨幣法は、後述のとおり、テンポラル法的処理も可能と考えられており、テンポラル法を採用した米国 SFAS 52号（1981年）および IAS 21号（1983年）に調和したものであった⁽⁴⁾。

⑦ 在外子会社の計算書類の換算

以上で検討した1957年 PCG および1982年 PCG の外貨換算会計は個別会計次元の処理を扱ったものである。連結計算書類の作成にあたっては、さらに「在外子会社の計算書類の換算」が問題となる。フラン価値の変動は在外子会社の資産・負債に影響を及ぼすが、当該影響を会計上いかに表現するかが重要な課題となる。

フランスにおける個別会計・連結会計次元の外貨換算会計の変遷をまとめたものが第2図表である。

第2図表 フランスにおける外貨換算会計の変遷

外貨換算会計	個別会計	連結会計（在外子会社の計算書類の換算）
1957年 PCG	流動・非流動法	—
1968年 CNC 報告書	—	決算日レート法
1970年 CNC・CEFE 研究グループ	—	決算日レート法（貨幣・非貨幣法容認）
1978年 CNC 報告書案	—	貨幣・非貨幣法（決算日レート法容認）
1979年 CNC 意見書第16号	貨幣・非貨幣法	—
1982年 PCG	貨幣・非貨幣法	—
1986年 PCG 連結会計規定（1）	—	① 貨幣・非貨幣法 ② 決算日レート法

（1）①または②の選択。なお、①の方法は「歴史的レート法」と呼ばれている。（筆者作成）

国外投資という点では支店・事業所形態も子会社形態も同じ性質を有するが、連結会計における在外子会社の計算書類の換算処理は既述のプラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）の換算の会計方法とは異なる形で展開されてきた。

すなわち、1968年 CNC 勧告書の「決算日レート法」から始まり、その後、原則「決算日レート法」（「貨幣・非貨幣法」容認）、原則「貨幣・非貨幣法」（「決算日レート法」容認）、さらに両方法の並列・選択というように展開してきた。しかし、1970年代以降、実質的には「貨幣・非貨幣法」と「決算日レート法」の両方法とも採用可能であっ

たと見られるのである。

1）1968年 CNC 勧告書および1970年 CNC・CEFE研究グループの意見

（1）1968年 CNC 勧告書

在外子会社の計算書類の換算に関する国家会計審議会（CNC）の最初の公式見解は、1968年3月20日付報告書「貸借対照表および損益計算書の連結に関する報告書（Rapport sur la consolidation des bilans et des comptes）」の中に見られる。当該報告書の内容は、CNC の勧告書第1号「貸借

対照表および損益計算書の連結に関する勧告書 (Recommendation N° 1 sur la consolidation des bilans et des comptes)」の形で、企業に採用勧告されている。

当該勧告書は、「事前の再処理」の項目において、

「通貨換算はグループ計算書類の決算日（通常、親会社の決算日；筆者注）の為替相場で行われる。しかしながら、検討すべき問題がなお残っているので、いかなる最終的決定の対象にもなっていない。企業グループは、取得日の為替相場に基づき元の状態でその価値を算定することにより、不安定な通貨の国に所在する従属会社の固定資産を《恒常通貨 (monnaie constante)》で統合することができる」

と規定し、「決算日レート」での一括換算の方法を採用している⁽⁵⁾。

当該方法は、在外子会社の計算書類の換算において、すべての項目を期末に再評価したものに類似することになる。収益力表示を重視するという配慮に基づくものと考えられるが、期末再評価、特に評価増が取得原価主義の観点から批判される。

また、既述のとおり、1957年 PCG が「流動・非流動法」を採用していたため、1968年 CNC 報告書では、在外支店の B/S の換算と在外子会社の B/S の換算とで、換算方法が異なる事態を招来した。この外貨換算方法の相違は、国外投資の方法として支店形態での投資か子会社・関連会社形態での投資かの形式的な違いだけで換算の結果が異なることになり、必ずしも好ましいことではない。為替相場の変動時には、換算方法が異なると国外投資・純資産のフラン換算額が異なってくるからである。

次に、換算差額については特に言及されていないが、連結貸借対照表上「連結差額 (différence de consolidation)」勘定に含めて表示されることになる。在外子会社の計算書類の決算日が為替レートによる一括換算は、基本的には期末における全項目の再評価に類似したものとなる。

そこで、在外子会社所在国の通貨に対してフラン価値の低下が見られる場合には、当該低下分だけ在外子会社のフラン表示純資産額は多くなるが、このような純資産の増加分は、連結時において、

連結貸借対照表貸方資本項目の「連結差額」勘定に表示される。この「連結差額」勘定に含められる換算差額は、一種の「再評価積立金」に相当するものと見ることができる。

これに対して、フラン価値の上昇が見られる場合には、当該上昇分だけ在外子会社のフラン表示純資産額は少なくなり、この純資産の減少分は連結貸借対照表借方「連結差額」勘定に表示される。この場合の換算差額は「再評価積立金」のマイナス分と理解される。

このように、外国通貨に対するフラン価値の変動から生ずる被連結在外会社純資産の増減は、いわば各勘定を評価替えしたことの結果によりもたらされたものとして、一種の再評価積立金として考えることができる。この純資産の増加分は、株式投資勘定の過小評価の結果生ずる連結差額と同等に考えられ、これを連結差額に含めて処理するのである⁽⁶⁾。

(2) 1970年 CNC・CEFE 研究グループの意見

1970年に、国家会計審議会 (CNC) と企業財務研究委員会 (CEFE) の共同研究グループは、「期末日レート法」を勧める一方、場合によりその他の代替的な方法として「貨幣・非貨幣法」の容認を提案する意見を表明している⁽⁷⁾。

2) 1978年 CNC 報告書案

国家会計審議会 (CNC) は、1975年の改正草案を経て1978年11月「貸借対照表および成果計算書の連結に関する報告書案 (Projet de rapport sur la consolidation des bilans et des résultats)」を公表した。

当該報告書案は1968年報告書の改訂に係るものであり、そこでの換算方法は、当時の米国基準 (SFAS 8号におけるテンポラル法) との国際的調和を考慮して、1968年報告書の「決算日レート法」から「貨幣・非貨幣法」に移行している。また、当該移行により1957年 PCG の換算方法の改訂に係る1979年 CNC 意見書第16号との整合性が確保された。

1978年 CNC 報告書案における換算方法の骨子は以下のとおりである⁽⁸⁾。すなわち、

(1) 貸借対照表項目

在外会社の貸借対照表の貨幣項目は貸借対照表日の為替相場（期末の相場）に基づき換算する。その他の項目は企業財産への流入日の為替相場（歴史的相場）で換算する。

当該方法は「貨幣・非貨幣法」を意味しているが、これは当時の各国会計制度の取引価額主義（取得原価主義）を重視したものであると同時に、当時の米国基準との国際的調和を考慮したものと指摘されている⁽⁹⁾。

この原則的方法に対して、各状況特有の特徴と歴史的相場の適用の困難性を考慮して、貸借対照表日の為替相場を例外的に用いることができるとしている（高インフレ国所在の会社を除く）。

さらに同報告書案の注釈において、貸借対照表が現在価値（valeurs actuelles）で作成されているときには、そのすべての項目を貸借対照表日の為替相場で換算するものとしている。当時のオランダなどの時価主義会計採用国を考慮した取扱いとされる⁽¹⁰⁾。

(2) 損益項目

- ・為替相場の大きな変動がなければ、損益項目は平均為替相場で換算する。
- ・月次計算書を作成している場合、毎月の平均相場で換算する。
- ・月次計算書を作成していないならば、年度の加重平均相場で換算する。

ただし、減価償却費、引当金繰入額、および期末棚卸資産有高（継続棚卸を行わない企業）は、貸借対照表上使用した相場（決算日相場または歴史的相場）で換算する。

(3) 換算と貨幣的調整

年度末の為替相場の適用から生ずる換算差額のうち、貸借対照表の貨幣項目から生ずる部分については、成果計算書上「換算および貨幣的調整（Conversions et ajustements monétaires）」として損益計上する。

また、中・長期債権・債務から生ずる部分については、成果への計上は関係する貸付金または借入金の平均期間にわたり分割することができる。さらに、固定資産の換算から生ずる部分について

は「積立金」に計上する。

(4) 注記・附属明細書

方法の選択の可能性を考慮して、用いた換算方法は注記・附属明細書に記載しなければならない。正当な理由がある場合を除き、方法は年度によって変更できない。

以上が1978年 CNC 報告書案の為替換算に関する骨子である。1968年の「決算日レート法」に対して、1978年 CNC 報告書案は原則的換算方法として「貨幣・非貨幣法」を採用し、その適用上の困難が見られる場合に「決算日レート法」を容認したものである。

親会社から独立して経営活動が行われている在外子会社で、当該会社独自の調達資金によりすべての資産を購入し運転資金をまかない、親会社所在国の通貨との結びつきが弱いときには、「決算日レート法」がより適合的であると見られる。このような在外子会社の場合、取得日の為替相場を採用して常に親会社所在国の通貨との換算レートに留意していくことに困難を伴うからである。

換算差額の処理に関しては、1978年 CNC 報告書案はこの処理を明確にし、貨幣項目の換算から生ずる換算差額は損益項目の「換算と貨幣的調整」勘定で処理し、長期・中期の債権・債務の換算から生ずる差額の損益計上は貸付金・借入金の平均期間にわたり分割計上できることとした。

さらに、換算方法の注記・附属明細書における記載と適用の継続性を規定した点が特徴的である。

3) 1986年 PCG 連結会計規定における換算方法

1982年 PCG は1986年に連結会計規定を追加している（1982 PCG, conso, n°26）。そこに見られる換算方法は、第3図表に示すとおり、「歴史的レート法（méthode du cours historique）」と「決算日レート法（méthode du cours de clôture）」の両方法を並列的に規定し、各企業がいずれかを選択できる点に特徴がある⁽¹¹⁾。「歴史的レート法」と呼ばれる方法は「貨幣・非貨幣法」に相当するものである。また、高インフレーション国所在の在外会社については特殊な方法が使用される。

第3図表 1986年 PCG 連結会計規定における外貨換算会計

項 目	歴史的レート法		決算日レート法	
	為替レート	換算差額の処理	為替レート	換算差額の処理
B/S				
貨幣項目	決算日	財務損益	決算日	
非貨幣項目	取引日	—	決算日	自己資本
自己資本	取引日	—	取引日	
P/L				
減価償却費・ 引当金繰入・ 期末棚卸有高 その他の費用 収益	平 均 または 発生日	財務損益	決算日 または 平 均	自己資本
	平 均 平 均			

(筆者作成)

さらに、1986年 PCG 連結会計規定はこの二つの換算方法間の選択を認めた上で、どのような場合にいずれの方法がより適切かを明らかにしている。すなわち、「歴史的レート法」は在外企業がフランス国内の親会社・子会社の活動の延長と見られる場合により適切な方法とされる。

これに対して、「決算日レート法」は在外企業が経済・財務的にフランス国内の親会社・子会社の活動から独立していると見られる場合により適切な方法である。

この1986年 PCG 連結会計規定の換算方法は、米国基準（1981年 SFAS 52号）および IAS（1983年 IAS 21号）におけるテンポラル法と決算日レート法の併用（米国基準では機能通貨アプローチ、IASでは状況アプローチと呼ばれる）に調和したものである¹²⁾。

（1）歴史的レート法

歴史的レート法によれば（1982年 PCG 連結規定 n°261）、非貨幣項目は歴史的レートで換算される。歴史的レートとは当該資産の企業財産への流入日（取得日）の為替レートをいう。自己資本も歴史的レートで換算される。

これに対して、貨幣項目は決算日レートで換算される。収益・費用項目は原則として認識日（発生日）の為替レートで換算される。実際には一定期間（月次、四半期、半期、年次）の平均レートが用いられる。減価償却費および引当金繰入は関連資産に係る歴史的レートで換算される。

換算差額の処理に関しては、貨幣項目の換算から生ずる部分は損益（財務損益）計上される。しかし、長・中期債権・債務に係る部分については、関係する債権・債務の返済期間を超えない期間にわたり分割計上できる。損益項目の換算差額も同様に損益計上される。

第4図表 歴史的レート法の比較 —フランス基準 (PCG)・国際会計基準 (IAS21)・米国基準 (SFAS52)—

	PCG	IAS21	SFAS52
企 業	非自律的企業 により適合	非自律的企業	非自律的企業
貸借対照表の換算			
貨幣項目	決算日レート	決算日レート	決算日レート
非貨幣項目（原価で計上）	歴史的レート	歴史的レート	歴史的レート
非貨幣項目（引当金により期末価値で計上）	(1)	決算日レート	決算日レート
損益計算書の換算	原則：取引日レート 実務：平均レート（減価償却と引当金繰入は除く）		
換算差額の処理	損益または 分割計上 (2)	損益または 分割計上 (2)	損 益

(1) PCG は原価で計上されている非貨幣項目と期末価値で計上されている非貨幣項目を区別していない。

(2) PCG と IAS は長期貨幣項目の換算から生ずる差異の返済期間にわたる分割計上を認めているが、IAS の改正案では当該可能性の除去案がでていた。

(出所：Raffegaue, J., Dufils, p., de Ménonville, D., *Comptes consolidés*, Éditions Francis Lefebvre, 1989, p. 244)

22 フランス連結会計基準の国際的調和 (11)

第4図表は、歴史的レート法について、フランス基準 (PCG)、国際会計基準 (IAS21) および米国基準 (SFAS52) を比較したものである。これによれば、若干の違いが見られるものの、フランス企業は、非自律的とされる企業を歴史的レート法で換算することにより、自国基準に準拠しながら国際的な基準にも対応可能であったことがわかる。

PCG は原価で計上されている非貨幣項目と期末の価値で計上されている非貨幣項目とを区別していないが、フランス企業が期末価値で計上されている非貨幣項目を国際的基準に従って決算日レートで換算することは可能であると見られている⁽¹³⁾。

また、PCG は貨幣項目と非貨幣項目との区分基準も明確にしていないので、国際的基準に従った区分が可能と見られる。IAS および米国基準の方法はいわゆる「テンポラル法」と呼ばれる方法であり、フランスでは「原価・価値法 (méthode

des coûts et valeurs)」と呼ばれる方法である。

さらに、長期債権・債務の換算差額の分割計上のオプションに関しては、フランス企業が最初から当該オプションを選択しなければ米国基準に対応したものとなる。もし選択した場合には米国基準に対応するためには修正が必要となる。

(2) 決算日レート法

決算日レート法によれば (1982年 PCG 連結規定 n°262)、資産・負債の全項目は決算日レートで換算される。自己資本 (成果を除く) は歴史的レートで換算される。

収益・費用項目 (減価償却費および引当金繰入を含む) は決算日のレートで換算される。しかし、期中平均レートが適切な場合にはこれを適用できる。

換算から生ずる換算差額は「自己資本」(親会社持分部分) と「少数株主持分」(少数株主持分部分) に計上される。

第5図表 決算日レート法の比較 - フランス基準 (PCG)・国際会計基準 (IAS21)・米国基準 (SFAS52) -

	PCG	IAS21	SFAS52
企 業	自律的企業により適合	自律的企業	自律的企業
換 算			
自己資本	歴史的レート	歴史的レート	歴史的レート
損 益	決算日レート または平均レート	決算日レート (1) または平均レート	平均レート
その他の項目	決算日レート	決算日レート	決算日レート
換算差額の処理			
期首純資産に係る差異	自己資本	自己資本	自己資本
損益に係る差異	自己資本	自己資本または損益 (2)	自己資本

(1)・(2) については除去案が提案されていた

(出所: Raffegaue, J., Dufils, p., de Ménonville, D., *Comptes consolidés*, Éditions Francis Lefebvre, 1989, p. 222)

第5図表は、決算日レート法について、フランス基準 (PCG)、国際会計基準 (IAS21) および米国基準 (SFAS52) を比較したものである。これによれば、選択肢に若干の違いが見られるものの、フランス企業は、自律的とされる在外企業を決算日レート法で換算することにより、自国基準に準拠しながら国際的な基準にも対応可能であったことがわかる。

(3) 高インフレーション国所在の企業の換算

高インフレーション国所在の企業の換算に関しては、1986年 PCG 連結会計規定は二つの方法を規定している (1982年 PCG 連結規定 n°263)。すなわち、取引実現時のフラン価値で評価された投資原価のままで計上する方法と、一般物価変動指数により再処理した後に決算日のレートで換算する方法である。

後者の方法はインフレーションの影響を考慮した上で、期末時点の貨幣購買力で評価された在外

企業の純資産を、当該時点のフランと外国通貨との交換レートに基づいてフランに換算する方法である。

なお、1986年 PCG 連結会計規定はどの程度のインフレーションがここでのいう高インフレーションにあたるのかを明確にしていないので、国際的基準の定義に従うことが可能であったと見られる。

1982年 PCG は1999年に改訂されているが、外貨換算会計に関しては、個別会計レベルでの取扱いも連結会計における在外子会社の換算の取扱いも変わっていない（会計規制委員会（CRC）規則第99-03号第341条-1～第342条-7、およびCRC規則第99-02号 n°32）。

さらに、第6図表に示すとおり、個別会計における外貨建取引に係る債権・債務の換算差額はB/Sの調整勘定で処理される。当該処理は、一方では期末の経済的実態の表示、他方では財産性の原則および慎重性の原則の配慮というニーズに同時に応えるものであるが、連結会計次元での「歴史的レート法」による債権・債務の換算差額の処理（損益処理）と異なるものである。また、当該処理は損益処理する国際的基準とも相違している。

個別会計では、分配可能利益算定という基本的目的の下で伝統的な「慎重性の原則」が尊重され、未実現の損失は引当金の形で認識するものの、未実現利益は財産性の観点からいかなる確定的債権をも表すものではないとして実現時点までこれを計上しない。

しかし、分配可能利益算定の役割を担っていない連結計算書類では、D248条-8のオプションが当該換算差額の損益計上の道を開いていることは既述のとおりである⁽¹⁴⁾。外貨建取引に係る債権・債務の換算に関して、D248条-8オプションの存在がフランス企業をして国内基準に準拠しながら国際的基準に対応するのを可能にしているのである。なお、CRC規則第99-02号は当該損益処理の採用を勧奨している（n°300）。

第6図表 換算差額の処理の変遷

為替換算会計	個別会計	連結会計 (在外子会社 の計算書類 の換算)
1957年 PCG	損 益 (臨時損益)	-
1968年 CNC 報告書	-	詳細なし
1970年 CNC・CEFE 研究グループ	-	詳細なし
1978年 CNC 報告書案	-	損益(1)
1979年 CNC 意見書 第16号	B/S 調整勘定 損 益 (財務損益)	-
1982年 PCG	同 上	-
1986年 PCG 連結会計規定	-	① 損 益 ② 自己資本

(1)「換算と貨幣的調整 (Conversions et ajustements monétaires)」勘定で処理
(筆者作成)

以上見たように、外貨換算会計において、フランス企業は自国基準に準拠しながら一貫してIASあるいは米国基準などの国際的基準に対応可能であったといえるのである。

ただし、これら国際的基準は在外支店・事業所を在外子会社と一体的に扱い、自律性の程度により実質的に「報告企業の業務と不可分の在外業務活動体」（非自律的）と「在外事業体」（自律的）に分類して、前者にテンポラル法、後者には決算レート法を強制適用する。これに対して、1986年PCG連結規定では、強制適用ではないので自律的企業か非自律的企業かにかかわらず企業は2つの方法のいずれも使用することが実質的に可能であり、換算処理方法の政策的使用の余地が残されているといえる。

また、フランス基準は在外支店・事業所と在外子会社とを一体的に扱っておらず、前者は個別会計次元の外貨表示資産・負債の換算方法としての貨幣・非貨幣法によっている。この点でも、米国基準あるいはIASとの間で相違が見られる。PCGの規定が自律的支店・事業所に適合していないとして、自律的な在外施設には決算日レートを適用すべきであるとされる⁽¹⁵⁾。

⑧ 事例分析

第7図表は、フランス大企業グループが採用した在外子会社の計算書類の換算方法について、

1978年 CNC 報告書案公表前後の1976年、1977年、1979年、1981年および1984年におけるデータを示している。

第7図表 フランス大企業グループ採用の在外子会社の換算方法 (会社数)

換算方法／年度	1976	1977	1979	1981	1984
1. 外貨表示の在外会社計算書類を連結した会社	101	108	98	97	102
・このうち換算方法を示した会社	65	80	82	80	88
2. B/S 項目の換算					
①決算日レート法 ¹⁾	54	61	57	60	68
②流動・非流動法	2	6	17	5	—
③貨幣・非貨幣法 ²⁾	9	13	8	15	10
④子会社の特徴により①または③ ³⁾	—	—	—	—	4
⑤その他の方法	—	—	—	—	6
3. P/L 項目の換算					
・決算日レート	50	56	56	53	41
・平均レート	15	24	26	27	47
4. 換算差額の処理					
・換算差額の処理の情報を提供した会社	—	—	51	52	—
①B/S 調整勘定に計上	—	—	2	8	—
②P/L 損益計上	—	—	30	26	—
③B/S 自己資本計上	—	—	19	18	—
5. 高インフレーション国の場合の特殊規則適用	—	—	—	9	19

(1) 1984年の数値は決算日レート法を採用し、かつ換算差額を自己資本に計上した企業の数である。

(2) 1984年の数値は貨幣・非貨幣法を採用し、かつ換算差額を損益処理した企業の数である。

(3) 自律的会社または非自律的会社、子会社の機能通貨。

(Ordre des Experts Comptables et Comptables Agées (OCCA), *Les Rapports annuels des Sociétés Françaises* の1978年版、1981年版および1984年版のデータより筆者作成)

これによれば、貸借対照表項目の換算において、決算日レート法を採用した企業が83% (1976年)、76% (1977年)、70% (1979年)、75% (1981年)、77% (1984年) と7割以上に上り、適用上の困難を伴うと見られる貨幣・非貨幣法の採用企業は非常に少なかったことがわかる。この傾向は1978年 CNC 報告書案が公表された後も変わらない。

損益項目の換算については、6割以上の企業が決算日レートを採用していたが、平均レートの適用が増加し1984年には5割を超えている。

換算差額の処理に関しては、5割以上が損益処理を行っているが、自己資本に計上した企業も3割以上存在している。決算日レート法を採用した企業グループの中には、損益計上したものと自己

資本計上したものがあることが推測される。1984年には77%の企業が決算日レート法を採用し、これら企業はすべて換算差額を自己資本に計上した。これに対して、11%の企業が貨幣・非貨幣法を採用し、これら企業はすべて換算差額を損益処理している。当該処理は1986年連結規定における換算会計に合致したものである。

例えば、ミシュラン社は1976年～1979年の連結計算書類において、資産・負債項目および損益項目のすべてを決算日レートで換算し、換算差額を全額「連結差額」に含めて自己資本に計上している。また、フェロドー社は1975年～1977年の連結計算書類において同様の処理を採用している。また、1986年のデータによれば、決算日レート法の

採用企業が80%以上に上ったことが指摘されている¹¹⁶⁾。

最後に、同時期の在外会社の計算書類の換算に関して、米国基準などの国際的基準対応の連結計算書類を作成したフランス企業の実践を考察してみよう。

1) サン・ゴバン社

1970年～1978年度の連結計算書類（米国基準対応）において、サン・ゴバン社が採用した方法は貨幣・非貨幣法である。すなわち、貨幣項目は決算日レート、固定資産と自己資本は歴史的レート、損益項目は平均レート（ただし減価償却費と減価引当金繰入は関係資産の取得日レート）により換算されている。換算から生じた差額は「為替・換算損失」として損益計上している。

例えば、1971年には76百万フランの為替・換算損失、1972年には34百万フランの為替・換算損失

が生じている。1971年における為替・換算損失76百万フランの内訳は、ブラジルなど南米の子会社の純資産の換算損失52百万フラン、マルクの再評価による損失19百万フランであった。また、1972年における為替・換算損失34百万フランの大部分はブラジル子会社の純資産の換算（26百万フラン）から生じたものであった。

1971年における同社純資産の配分は国内66%、西ドイツ14%、ベネルクス5%、スペイン5%、イタリア2%、南米6%であり、西ドイツ子会社の負債およびブラジル子会社純資産の換算（マルク高とクルゼイロ安）による多額の評価損が発生したのである。

1976年～1978年における換算損失の内訳からも、同社がマルク高傾向にある西ドイツの子会社負債およびクルゼイロ安傾向にあるブラジルの子会社純資産の換算から大きな影響を受けていたことがわかる。

第8図表 サン・ゴバン社の為替・換算損失（単位：百万フラン）

項目／年度	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
為 替 損 益	—	▲10	▲10	▲22	16	9	▲34	▲33	▲9
換 算 損 益	—	▲66	▲24	53	▲60	▲94	▲299	▲237	▲288
為替・換算損失	▲16	▲76	▲34	32	▲44	▲85	▲333	▲270	▲297

項目／年度	1976	1977	1978
換 算 損 益	▲299	▲237	▲288
内訳			
・ ドイツ	▲255	▲70	▲37
・ 南米	▲105	▲187	▲287
・ その他	31	20	36

（サン・ゴバン社の各年度年次報告書により筆者作成）

また、同社は外貨建中・長期借入金の換算差額の損益計上を繰延べている。1973年に、中・長期借入金の換算から生ずる換算差異は、それら借入れが固定資産の取得（歴史的レートを適用）のために行われる限りにおいて繰延べられている。これにより、114百万フランが繰延費用として同年の連結貸借対照表に資産計上されている。

同年の換算利得53百万フランは当該繰延べの影響によるものである。なお、同年におけるマルク建中・長期借入金は1,164百万フランに上ってい

た。この繰延処理は翌年にも実施されるが、1975年には全額損益に戻し入れられている。

2) ローヌ・プーラン社

1973年～1979年度の連結計算書類（国際的基準に対応）において、ローヌ・プーラン社が採用した方法は決算日レート法（1973年）、貨幣・非貨幣法（1974年～1975年）さらにテンポラル法（1976年～1979年）へと移行している。しかも、換算差

額の処理は多様で、特に未実現の換算利得の計上における慎重な姿勢が特徴的である。

決算日レート法では、換算利得から換算損失を控除した残額のみを、これがプラスの場合に貸借対照表上貸方項目として、マイナスの場合には経費として処理しており、利益計上にあたっては慎重な処理を行っている。また、固定資産に係る差額は自己資本に計上するなど、当社の換算差額の処理は多様である。

1974年～1975年に貨幣・非貨幣法に変更され、固定資産は取得日レート、それ以外は決算日レート、減価償却費は関係固定資産の取得日レート、それ以外の損益項目は決算日レートで換算されている。為替・換算損失・利得は経営成果に計上し

ている。

さらに1976年～1979年にはテンポラル法に変更され、当初価値で表示されているもの（固定資産、非減価の棚卸資産・証券、繰延税金等）は歴史的レート、実現価値で処理されているもの（当座資産、短期・長期貸付金・借入金、減価の生じた棚卸資産・証券等）は決算日レート、損益項目は平均レート（ただし歴史的レートで換算される資産・負債に関わる項目はこれらレート）で換算されている。為替・換算の損失・利得は「その他の収益・費用」項目（経営成果）に計上している。

同社は、1982年度の連結計算書類（米国基準対応）からは決算日レート法を採用し、換算差額は直接自己資本に計上している。

第9図表 ローヌ・プーラン社の為替・換算損失（単位：百万フラン）

項目／年度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
為 替 損 益	—	—	—	159	68	129	▲43
換 算 損 益	—	—	—	▲143	▲100	▲55	▲138
為替・換算損失	88	▲22	▲129	16	▲32	74	▲181

（ローヌ・プーラン社の各年度年次報告書により筆者作成）

3) ラファルジュ社

1974年～1983年度において、ラファルジュ社は英国基準に対応した連結計算書類を作成しており、同社が採用した方法は貨幣・非貨幣法である。換算差額は臨時損益として計上しているが、個別会計上、未実現の為替・換算利得に対して引当金を設定し、利益計上において慎重な姿勢をとっている。

4) ペシネ・ユジーヌ・キュルマン (PUK) 社

1973年～1978年度において PUK 社が採用した方法は貨幣・非貨幣法である。同社は米国基準、国際会計基準に対応した連結計算書類を作成している。

例えば、1973年に同社は米国基準に対応した連結計算書類を作成しているが、そこにおいて固定資産および棚卸資産は歴史的レート、長期貸付金・借入金および短期資産・負債は決算日レート、減価償却費および減価引当金繰入は歴史的レート、

その他の損益は平均レートで換算されている。

1976年度には同社は米国基準と国際会計基準（1977年 ED 11号ではテンポラル法と決算日レート法を容認）に対応した連結計算書類を作成している。ただし、外貨換算に関する米国 SFAS 第8号（1975年10月）の適用を部分的に除外している。すなわち、外貨表示長・中期債務の換算利得は当該年度の損益として計上せず為替変動引当金を設定して繰延べている。

当該繰延べ部分はグループの長期借入金の平均年数15年にわたり償却している。米国基準は当該部分の損益計上を強制しており、この点で米国基準と異なる。未実現換算利得の利益計上を可能なかぎり回避しようとするものであり、利益計上における同社の慎重な姿勢が見受けられる。なお、換算差額のうち利益計上されず繰延べられた部分は、1977年に0.5百万フラン、1978年には12百万フランに上った。

1980年度以降、同社は米国基準 SFAS 第52号を採用し、自己資本を除き資産・負債は決算日レート、損益項目は平均レートで換算し、換算差額は

自己資本に計上している。

5) エール・リキッド社

同社は米国基準完全準拠のものと大きく異ならない連結計算書類を作成していたが、例えば1978年～1984年には貨幣・非貨幣法を採用して、固定資産、投資有価証券、棚卸資産、自己資本および繰延税金は歴史的レート、長期負債およびその他の資産・負債、損益項目（ただし減価償却費、譲渡損益を除く）は決算日レートで換算し、未実現の換算利得は利益計上せず引当金を計上してこれを繰延べている。

当該処理は未実現利益部分を当期利益に影響させない慎重な措置であり、米国基準の求める処理と異なるものであった。これにより、連結貸借対照表では「外国為替引当金」が、個別計算書類においては「フランス国外危険・為替変動引当金」が設定されている。

6) カルフル社

カルフル社は換算を除き米国基準対応の連結計算書類を作成しており、1974年～1982年度において、同社が採用した方法は決算日レート法（1974年）から貨幣・非貨幣法（1975年～1982年）へと移行している。

1975年における貨幣・非貨幣法への変更は約5百万フランの連結利益の増加を生み出している。主としてブラジルとスペインの子会社の換算によるものであった。

貨幣・非貨幣法では、固定資産と自己資本は歴史的レート、それ以外の資産・負債は決算日レート、損益項目は平均レートで換算されている。ただし、減価償却費は関係する固定資産の取得日レートで換算されている。

換算差額の処理に関しては、同社は換算利得と換算損失の差額がプラスの場合には「換算影響引当金」を設定して換算利得の当期利益への影響を打ち消している。未実現利益の当期利益への計上を間接的に回避するものであり、利益計上における同社の慎重な姿勢が窺われる。

以上のとおり、貨幣・非貨幣法を原則的方法

（決算日レート法容認）とした1978年 CNC 報告書案公表前後の時期において、50以上の大企業グループが決算日レート法を採用していた。しかし、1970年代に米国基準対応の連結計算書類を作成した企業は、貨幣・非貨幣法を採用しており、これら企業の中には、換算処理について米国基準の部分的な適用除外を行い、特に換算利得の未実現性に配慮してその利益計上に慎重な姿勢を見せている企業があった。

この結果、換算差額の処理については、即時に全額損益計上、繰延処理、一部の損益計上・一部の自己資本計上、全額自己資本計上など多様な処理が行われていたのである。

1980年代に入って、米国基準および IAS におけるテンポラル法と決算日レート法の併用により、フランス基準もこれに調和する方法を規定したが、多くの企業グループが採用したのは決算日レート法であった。

[未完]

[注記]

- (1) Conseil National de la Comptabilité (CNC), *Plan Comptable Général 1982*, 4^e Édition, pp. II. 155-II. 157. (中村宣一郎・森川八州男・野村健太郎・高尾裕二・大下勇二訳『フランス会計原則』同文館, 1984年, 86-88頁)
- (2) 野村健太郎著『連結会計論』森山書店, 1976年, 116-117頁。
- (3) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (10) - 外貨換算会計 (1) -」法政大学経営学会『経営志林』第39巻第4号 (2003年1月), 97-101頁参照。
- (4) 米国基準および IAS については、白木俊彦著『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社, 1995年, 55-60頁を参照。
- (5) CNC, *Recommandation N°1 sur la consolidation des bilans et des comptes. Études et Documents 1958-1974*, Ministère de l'Économie et des Finances, p. 178.
- (6) 野村健太郎著, 前掲書, 113頁。
- (7) 野村健太郎著, 前掲書, 115頁。
- (8) CNC, *Projet de rapport sur la consolidation des bilans et des résultats*, Novembre 1978,

28 フランス連結会計基準の国際的調和 (11)

Études et Documents 1975-1981, Ministère de l'Économie et des Finances, pp.62-63.

- (9) 野村健太郎著, 前掲書, 184頁。
- (10) 野村健太郎著, 前掲書, 187頁。
- (11) 原文を忠実に翻訳すると「歴史的相場法」と「期末相場法」となるが, より一般的な「レート」という表現を用いて「歴史的レート法」と「決算日レート法」とした。
- (12) 米国基準およびIASについては, 白木俊彦著, 前掲書, 123-128頁を参照。
- (13) Raffegeau, J. et al., *op. cit.*, p. 244.
- (14) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(8)－会計処理のオプション(2)－」法政大学経営学会『経営志林』第39巻第2号(2002年7月), 187-189頁参照。
- (15) *Mémento Pratique Francis Lefebvre, Comptable*, 1991, pp.1022-1023.

当該処理は可能であると見られている。すなわち, 商法典第9条によれば, 会計処理規定の適用が企業の財産, 財務的状況あるいは成果について誠実な概観を与えるのに不適切であることが明らかになったときは, 当該規定から離脱しなければならないからである。
- (16) L'Association Technique d'Harmonisation (ATH), *L'Information Financière en 1986*, CLET, 1989, p.133.